



資料 1

修学資金貸与医師の配置調整（案）について

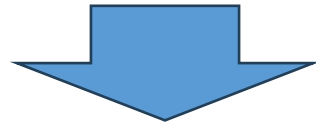
令和8年3月18日（水）

神奈川県健康医療局保健医療部

医療整備・人材課人材確保グループ

本日も議論いただきたい内容

- ◆現在、修学資金貸与医師で臨床研修2年目の14名が、令和8年3月末で臨床研修を修了する予定である。
- ◆また、自治医科大学卒業医師についても令和7年度第2回医療対策協議会において配置に係る考え方を了承いただいたところである。
- ◆令和8年4月からの指定医療機関を決定(配置調整)する必要がある。



それぞれ次のとおり配置してよいか。

- ・修学資金貸与医師の臨床研修修了後の配置調整⇒資料1-2の配置調整(案)
- ・自治医科大学卒業医師の配置調整⇒資料1-3の配置調整(案)

1 地域枠医師の配置（案）


1 対象地域枠医師配置（案）について

◆ 対象医師：14名（令和5年3月卒業1名、令和6年3月卒業13名）

大学名	対象人数	備考
横浜市立大学	7名	平成28年4月入学者1名、平成29年4月入学者1名、平成30年4月入学者5名
聖マリアンナ医科大学	4名	平成30年4月入学者4名
東海大学	3名	平成29年4月入学者1名、平成30年4月入学者2名

2 地域枠医師配置までのスケジュール

○ これまでの経緯と今後の流れ

	令和7年6月 以前	7～9月	10～12月	令和8年1～3月	令和8年 4月～
手続き 関係	<ul style="list-style-type: none"> キャリア形成プログラム誓約書又は選択書を送付 修学資金貸与医師に対するキャリア形成プログラムへの参加 	キャリアコーディネーターとの面談において、臨床研修修了後及び専門研修の意向を確認 (7月頃)		協定締結 指定医療機関決定通知書（指定病院決定通知書）を修学資金貸与医師に送付 (3月末)	指定医療機関で修学資金貸与医師が勤務を開始
会議			12月24日 第2回医療対策協議会 <u>配置に係る考え方を協議</u>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> 2～3月 第3回医療対策協議会 <u>修学資金貸与医師の配置を協議</u> </div> 	

2 自治医科大学卒業医師の配置（案）

自治医科大学の概要と義務年限の取扱いについて

○自治医科大学

◆大学概要：

医師不足に悩むへき地等の医療の確保と向上及び地域住民の福祉の増進を図るために、昭和47年（1972）に全都道府県が共同して設立した大学。

◆義務年限：

授業料等の修学資金は全額貸与され、卒業後、出身都道府県が指定する勤務地で**最短9年間**（貸与期間の1.5倍）勤務することで修学資金の返済が免除される。

◆勤務場所：

具体の勤務先は、知事の指定するへき地等の公的医療機関であり、**各都道府県において義務年限内の研修・勤務のローテーションを定めている。**

○義務年限医師の取扱いについて

本県では、義務年限中の自治医科大学卒業生の勤務に関し、「**現年度の勤務機関における状況を把握するとともに、次年度の勤務予定機関における受入を調整する〈会議設置要綱第2条から抜粋〉**」ため、「**自治医科大学義務年限勤務医師受入調整会議**」を設置している。

自治医科大学卒業医師（～48期）の配置方法について

- 第34期自治医の卒後3年目（平成25年度）から以下のローテーションを適用。

○ローテーション（現行）

卒後年	1～2年目	3～5年目	6～9年目
勤務先	初期臨床研修	後期研修（専門研修）	地域派遣
	県立足柄上病院	県立病院等/保健福祉事務所	公立公的医療機関

卒後6～7年目		卒後8～9年目
奇数期	偶数期	派遣要望のある 公立公的医療機関 （診療所含む）で勤務 ＊保健所勤務も可能
派遣要望のある公立公的診療所等で勤務 ・公立公的診療所 ・公立公的医療機関 ・保健福祉事務所	派遣要望のある公立公的診療所等で勤務 ・県立煤ヶ谷診療所 ・公立公的医療機関	

自治医科大学卒業医師（49期～）の配置方法について

〇ローテーション（～48期）

卒後年	1～2年目	3～5年目	6～9年目
勤務先	初期臨床研修	後期研修（専門研修）	地域派遣
	県立足柄上病院	県立病院等/保健福祉事務所	公立公的医療機関

〇ローテーション（49期～）



卒後年	1～2年目	3～4年目	5～6年目	7～9年目	
勤務先	臨床研修	地域医療研修	地域派遣	公立公的医療機関等勤務	
	横須賀市立 総合医療センター (旧うわまち病院)	県立足柄上病院 総合診療科 (総合診療専門研修) (週4日)	公立診療所 (週4日)	臨床コース	公衆衛生コース
		保健福祉事務所 (週1日)	保健福祉事務所/ 公立公的医療機関 (週1日)	公立公的 医療機関	保健福祉 事務所等

令和8年度の配置における対象者について

- 協議対象者は、以下25名。
- 卒後1,2年目が4名、卒後3～5年目が8名、卒後6,7年目が8名、卒後8,9年目が5名となる。

対象者	期	卒後年数	氏名			
ア. 卒後1,2年目 (臨床研修) 4名	49	1年目	①		②	
	48	2年目	③		④	
イ. 卒後3～5年目 (後期研修) 8名	47	3年目	⑤	⑥	⑦	⑧
	46	4年目	⑨		⑩	
	45	5年目	⑪		⑫	
ウ. 卒後6,7年目 (地域派遣) 8名	44	6年目	⑬	⑭	⑮	⑯
	43	7年目	⑰		⑱	⑳
エ. 卒後8,9年目 (地域派遣) 5名	42	8年目	㉑		㉒	
	41	9年目	㉓	㉔		㉕

(参考) 修学資金貸与制度について

◆ 従事義務

	1～2年目	3～5年目	6～9年目	10～11年目
【パターン①】 キャリプロ選択あり (R6年度施行版)	臨床研修 ※県内に所在する基幹型臨床研修病院が作成した臨床研修プログラムに基づき研修	専門研修 ※県内に所在する基幹施設及び連携施設で研修	地域医療実践 ※キャリプロに掲載されている県内のうち <u>地域A,B群に所在する</u> 医療機関で従事 ※対象医療機関は毎年調査の上選定	
【パターン②】 キャリプロ選択あり (R1年度施行版)			地域医療実践 ※キャリプロに掲載されている県内に所在する医療機関で従事 ※対象医療機関は毎年調査の上選定	
【パターン③】 キャリプロ選択なし (H31年度入学者まで)	臨床研修 (義務外)	県内の医療機関で指定された診療科を担当する医師の業務に従事		

(参考) 修学資金貸与制度について

◆ 配置調整

【医師1～2年目（臨床研修）】

- ・ 地域枠医師は県内基幹型臨床研修病院が作成する臨床研修プログラムの中から希望するものを選択する。

【医師3～5年目（専門研修）】

- ・ 専門医制度新整備指針にいう「基本的診療能力の獲得」のため、専門医の取得を推奨
- ・ 県内の専門研修基幹施設のプログラムを履修し、県内医療機関に配置
- ・ 医師の希望により専門研修を履修せず、指定医療機関勤務を選択することも可能

【医師6～9年目（指定医療機関勤務）（地域医療実践）】

- ・ 派遣先医療機関の受入希望状況を把握し、派遣予定医師に情報提供
- ・ 地域枠医師は、派遣先医療機関リストから従事したい医療機関を選択
- ・ 各地域枠医師は希望する理由を明らかにし、派遣希望配置先（優先順位をつけて複数）を県に回答
- ・ 地域枠医師の意向を踏まえ、希望を尊重し、医療対策協議会において派遣先の承認手続きを行う。

※ 地域枠医師が医療機関を検討するにあたって、必要に応じてキャリアコーディネーターが相談に応じる等支援する。

(参考) R8年度医師配置状況

【地域枠（指定診療科枠）】

◆診療科別人数

指定診療科 (確定)	R8人数
産科	15
小児科	14
麻酔科	11
外科	18
内科	34
救急科	6
脳神経外科	1
総合診療	1
計	100

◆二次医療圏別人数

二次医療圏	R7人数	R8人数
横浜	41	49
川崎北部	14	23
川崎南部	5	2
相模原	18	18
横須賀・三浦	8	11
湘南東部	6	4
湘南西部	11	13
県央	4	6
県西	4	2
中断	5	6
計	116	134

◆病院群別人数

病院群	R7人数	R8人数
A群	4	2
B群	47	52
C群	60	74
中断	5	6
計	116	134

Kanagawa Prefectural Government

【地域医療枠】

◆県内外の別

	人数
県内	77
県外	20
不明	132
義務開始前	21
計	250

説明は以上です。